

# 青森県全国がん登録診療所指定要領

## 第1. 目的

この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第2項に基づく診療所の指定等を行うに当たり必要な手続き等を定める。

## 第2. 指定申請について

法第6条第2項に規定する診療所として指定を受けようとする診療所の開設者は、法第6条第1項の届出を開始しようとする年の前年の11月末日までに、「全国がん登録における指定申請書（様式1）」を、青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課（以下「がん・生活習慣病対策課」という。）に提出する。

## 第3. 指定について

青森県知事は、第2に規定する申請書を受理した場合には、「全国がん登録における指定書（様式2）」により法第6条第2項の診療所として指定する。

指定は、各年とも第2に規定する申請期日までに申請のあった診療所について、翌年1月1日付けで行うこととし、年の中途での指定は行わない。

## 第4. 指定期間について

指定期間に期限の定めはないものとし、指定を受けた診療所が第6による辞退を行うか、青森県知事により第7による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

## 第5. 指定診療所の申請内容の変更について

指定を受けた診療所は、申請内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録における指定診療所の変更届（様式3）」を速やかにがん・生活習慣病対策課に提出する。

## 第6. 指定診療所の辞退について

指定を辞退しようとする診療所は、「全国がん登録における指定診療所の辞退届（様式4）」をがん・生活習慣病対策課に提出する。

## 第7. 指定の取消しについて

青森県知事は、指定を受けた診療所の管理者が法第6条第1項の規定に違反したとき、又は、診療所が法第6条第1項の規定による届出を行うことが不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

## 第8. 指定日と届出義務の発生する対象の関係について

指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以降に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

## 附 則

この要領は、平成27年10月21日から施行する。